

議第45号

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を改正する条例

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「50人」を「150人」に改める。

附則第2項を削る。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

京都市障害程度区分判定等審査会の委員の定数の上限を変更する必要があるので提案する。